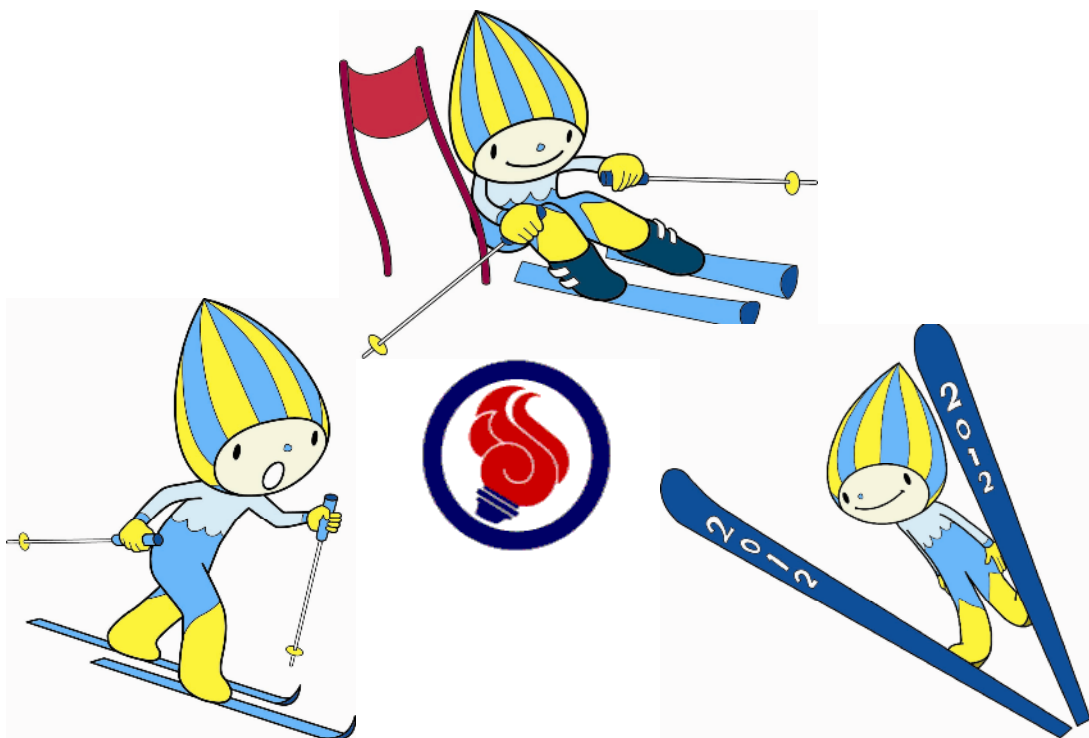


# 第 67 回国民体育大会冬季大会

## ス キ ー 競 技 会

### 要 項



ぎぶ清流国体マスコットキャラクター ミナモ

# ぎぶ清流国体

輝けはばたけだれもが主役

公益財団法人日本体育協会  
文部科学省委  
岐阜県  
財団法人全日本スキー連盟  
高山市

# 目 次

1	競 技 会 日 程 と 会 場 一 覧	・ ・ ・	1
2	又 ぎ 一 競 技 実 施 要 項	・ ・ ・	3
3	開 始 式 ・ 表 彰 式 内 容	・ ・ ・	15
4	宿 泊 要 項	・ ・ ・	17
5	輸 送 交 通 要 項	・ ・ ・	23
6	医 療 救 護 要 項	・ ・ ・	27
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	・ ・ ・	31
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	・ ・ ・	31
9	関 係 団 体 事 務 局 一 覧 表	・ ・ ・	31
10	交 代 ( 変 更 ) 届 ・ 棄 権 届	・ ・ ・	35

# 1 競技会日程と会場一覧

# 1 競技会日程と会場一覧

## 1 スキー競技

会場地	式典・競技	日 程				会 場	所 在 地	
		平成 24 年 2 月						
		14 日 (火)	15 日 (水)	16 日 (木)	17 日 (金)			
高山市	開 始 式					高山市民文化会館	高山市昭和町 1-188-1 TEL 0577-33-8333	
	表 彰 式							
	ジャイアントスラローム					飛騨ほおのき平 スキー場	高山市丹生川町久手 447 TEL 0577-79-2244	
	スペシャルジャンプ					鈴蘭シャンツェ	高山市朝日町西洞 TEL 0577-57-2070	
	コンバインド	シ ャ ン プ					鈴蘭シャンツェ	”
		ク ロ ス カ ン ト リ					鈴蘭高原 クロスカントリーコース	高山市朝日町西洞 TEL 0577-55-3311
ク ロ ス カ ン ト リ ー					鈴蘭高原 クロスカントリーコース	”		

(凡例) 開始式・表彰式 競技日 公式練習日

## 2 全国会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
全国代表者会議	平成 24 年 2 月 13 日 (月) 13:00~	高山市民文化会館	高山市昭和町 1-188-1 TEL 0577-33-8333
全国報道員会議	平成 24 年 2 月 13 日 (月) 16:30~		

## 3 監督会議

会 議 名	日 時	会 場	所 在 地
ジャイアントスラローム	平成 24 年 2 月 13 日 (月) 14:00~	高山市民文化会館	高山市昭和町 1-188-1 TEL 0577-33-8333
スペシャルジャンプ コンバインド	平成 24 年 2 月 13 日 (月) 14:00~		
クロスカントリー	平成 24 年 2 月 13 日 (月) 14:00~		

## 2 スキー競技実施要項

## 2 スキー競技実施要項

### 1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

#### 【ぎふ清流国体が目指すもの】

##### 1 簡素であっても質の高い国体

簡素・効率化を進める国体であっても、選手が高いレベルで競技を行い、来県者の方が快適に過ごせる環境を提供しなければならない。その中でも、全国から訪れる選手が最大限力を発揮できるよう環境を整備したり、県民一人ひとりがおもてなしの心で温かくお迎えしたり、簡素ではあっても質の高い国体を目指すものである。

##### 2 だれもが主役となる国体

年齢、性別、障がい、競技レベルなどに関係なく、スポーツを「して」「観て」「支える」ことができるさまざまな環境をつくり出して、選手、役員、観客そして大会にかかわるすべての方が主役となる国体を目指すものである。

##### 3 豊かなまちづくりにつながる国体

豊かなまちづくりに大きな役割を果たす県民協働の推進や健康づくりの推進、地域福祉の推進や青少年の健全育成、コミュニティの再生や地域経済の活性化、一流スポーツ選手の誕生や地域イメージづくりなど、地域スポーツ振興の一翼を担い、豊かなまちづくりにつながる国体を目指すものである。

2 実施種目 ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンパインド、クロスカントリー

3 期 間 平成24年2月14日(火)から17日(金)(4日間)

4 開催地 岐阜県高山市

5 日程及び会場

期日	時間	会議・式典・競技	会場
2月13日 (月)	13:00 14:00  16:30	全国代表者会議 監督会議 スペシャルジャンプ・コンバインド ジャイアントスラローム クロスカントリー 全国報道員会議	高山市民文化会館
第1日 2月14日 (火)	9:00 13:45	(スペシャルジャンプ公式練習)(HS=79m) 開始式	鈴蘭シャンツェ 高山市民文化会館
第2日 2月15日 (水)	9:00 9:00 10:00 13:00 14:00	ジャイアントスラローム 成年男子A、成年女子A、成年男子C スペシャルジャンプ(HS=79m) 少年男子、成年男子B・A クロスカントリー(クラシカル) 少年男子、成年男子A・B クロスカントリー(クラシカル) 成年男子C、少年女子、成年女子A・B (コンバインド公式練習(予備飛躍))(HS=79m)	飛騨ほおのき平スキー場 鈴蘭シャンツェ 鈴蘭高原クロスカントリーコース 鈴蘭高原クロスカントリーコース 鈴蘭シャンツェ
第3日 2月16日 (木)	9:00 9:00 10:00 13:30	ジャイアントスラローム 成年男子B、少年女子、成年女子B コンバインドジャンプ(HS=79m) 少年男子、成年男子B・A リレー(フリー) 女子 コンバインドクロスカントリー(フリー) 成年男子B、少年男子、成年男子A	飛騨ほおのき平スキー場 鈴蘭シャンツェ 鈴蘭高原クロスカントリーコース 鈴蘭高原クロスカントリーコース
第4日 2月17日 (金)	9:00 10:00 10:10 16:00	ジャイアントスラローム 少年男子 リレー(フリー) 少年男子 リレー(フリー) 成年男子 表彰式	飛騨ほおのき平スキー場 鈴蘭高原クロスカントリーコース 鈴蘭高原クロスカントリーコース 高山市民文化会館

6 種目・種別(部)及び参加人員

各都道府県は、監督3名・選手72名(成年40名以内、少年32名以内)計75名以内で編成し、種目・種別(部)・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が1,660名を超える場合は、(財)全日本スキー連盟で制限する。なお、補欠は認めない。

種目	種別(部)	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
		A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム		3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー		3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ		3	3		6			
コンバインド		3	3		6			
リレー	—	6名(4名×10kmF)			同左	6名(4名×5kmF)		

注1) クロスカントリー競技(クラシカル)の距離は、成年男子A・B及び少年男子は10km、成年男子C・成年女子A・B及び少年女子は5kmとする。

2) コンバインド競技クロスカントリー(フリー)の距離は、成年男子A及び少年男子は10km、成年男子Bは5kmとする。

- 3) リレー競技(フリー)は6名(走者4名)以内をエントリーできる。ただし、女子は走者4名のうち2名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。
- 4) リレー競技へのエントリー者は、各種別(部)のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

## 7 競技上の規程及び方法

- (1) 都道府県対抗とする。
- (2) 競技方法は、(財)全日本スキー連盟競技規則最新版及び(財)全日本スキー連盟が定めた国体競技特別規則による。

## 8 抽選

抽選は、予備抽選(都道府県抽選)を平成23年11月1日(火)~2日(水)[第1回組織委員会時]に、本抽選(スタート抽選)を平成24年2月3日(金)[第2回組織委員会時]に行う。

## 9 ドーピング検査の実施

検査は、日本ドーピング防止規程及び関連規則に基づき実施する。

## 10 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第67回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

### (1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。

(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者(日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込締切時(平成24年1月27日)に、1年以上在籍していること。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学又は家族滞在(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 平成24年以前に前号(イ)に該当していた者。

b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会参加時において留学に該当しない者。

【注】大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長及び体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第65回又は第66回大会(都道府県大会等を含む。)において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第65回又は第66回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 平成22年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者

- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(1) 少年種別

- a 平成22年度学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置の考え方」による。）
- d JOCエリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(イ) 都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク ア～カのほか、監督については、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認スキーコーチ、公認スキー上級コーチ、公認スキー教師、公認スキー上級教師、公認スキー指導員、公認スキー上級指導員のいずれかの資格を有する者であることが望ましい。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地

(ウ) 勤務地

(I) 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例」（別記3）に定める小学校の所在地  
上記に属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成23年4月30日以前から大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。  
ただし、次の者はこの限りでない。

[成年種別]

- a 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

[少年種別]

- a 「一家転住」した場合
- b 別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合

(3) 選手の年齢基準

ア 成年男子

(ア) A (18歳以上26歳未満)

昭和60年4月2日以降 平成5年4月1日以前に生まれた者

(イ) B (26歳以上34歳未満)

昭和52年4月2日以降 昭和60年4月1日以前に生まれた者

(ウ) C (34歳以上)

昭和52年4月1日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは27歳未満(昭和59年4月2日以降に生まれた者)、成年男子Bは27歳以上(昭和59年4月1日以前に生まれた者)とする。

イ 成年女子

(ア) A (18歳以上24歳未満)

昭和62年4月2日以降 平成5年4月1日以前に生まれた者

(イ) B (24歳以上)

昭和62年4月1日以前に生まれた者

ウ 少年男子及び少年女子

平成5年4月2日以降 平成9年4月1日以前に生まれた者

ただし、中学生は3年生のみ参加できる。

(4) 参加資格及び年齢基準等に疑義のあるときは、公益財団法人日本体育協会、(財)全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議のうえ、公益財団法人日本体育協会が可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1) 居住地を示す現住所

(2) 勤務地

(3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法より「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、公益財団法人日本体育協会宛に提出する。

## 別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】

### 転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項 - (1) - 1） - ）に抵触しないものとする。
  - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
  - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
    - ア 親の転勤による一家の転居
    - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
    - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
  - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
    - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
    - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。
  - (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
    - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
    - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
  - (2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
    - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

## 別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、開催基準要項細則第3項及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

- (1) 対象者
  - ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
  - イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者
- (2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県
  - (1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「(ア)居住地を示す現住所」、「(イ)学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「(ウ)勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。
- (3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」
  - (1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。
- (4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - （国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - （国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

#### 別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

##### 1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県との6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

##### 2 特例の内容

###### (1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

###### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成23年4月30日以前から競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

###### (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第64回及び第65回大会（冬季大会は第65回及び第66回大会）に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項（1）1）（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

###### 【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の学校教育法第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成23年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的

な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日体協が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から第 66 回大会（冬季大会は第 67 回大会）に参加した者が、第 67 回大会（冬季大会は第 68 回大会）において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項（1）

1) （国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

<例> 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

他の都道府県に避難先を移す場合

## 11 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に第 1 位から第 8 位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

### (1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子	成年女子  少年女子	各種目（リレーを含む）とも 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位 2 位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位 8 位までとする。
成年女子		
少年男子		
少年女子		

### (2) 参加得点

大会に参加した都道府県に、参加得点 10 点を与える。

### (3) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と（財）全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、（財）全日本スキー連盟が行う。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

## 12 表彰

(1) 男女総合成績第 1 位の都道府県に国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 各種目の第 1 位から第 8 位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを都道府県に 1 枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13 参加申込み方法

- (1) 都道府県体育協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署のうえ、都道府県大会等において選抜された者を第67回国民体育大会会長あてに申込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込み締切日は、平成24年1月27日(金)とする。
- (4) 参加申込み様式は、公益財団法人日本体育協会が(財)全日本スキー連盟と協議のうえ、作成する。
- (5) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項36ページ)で届け出なければならない。

ア (財)全日本スキー連盟

イ ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会

ウ ぎふ清流国体高山市実行委員会

なお、届け出は、平成24年2月12日(日)に開催される第3回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

また、公益財団法人日本体育協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込み情報を修正すること。

- (6) プログラム編成は、平成24年2月3日(金)にぎふ清流国体高山市実行委員会で行う。

14 棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。なお、棄権手続きに係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項36ページ)を用いるものとする。

15 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団を派遣する都道府県体育協会は、1人あたり次のとおり参加負担金を納入する。(視察員を除く。)

区分	負担金
少年の種別に参加する選手	1,500円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	2,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 平成24年1月27日(金)

イ 納入先 

みずほ銀行	渋谷支店	普通預金口座	513729
公益財団法人日本体育協会			

16 宿泊申込み

大会参加者は、ぎふ清流国体高山市実行委員会の指定する方法により、定められた締切日までに申込むものとする。

17 参加選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。

イ 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。

ウ 上記ア及びイによる本部役員総数の範囲内でスポーツドクターを帯同するものとする。

エ 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記ア及びイによる人数を上限とする。

- (2) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、平成25年以降の冬季大会スキー競技会の開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とする。

## 18 参加章及び視察員章の交付

参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 参加章・・・本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章・・・視察員

## 19 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

## 20 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、公益財団法人日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) 都道府県大会の参加申込み様式は、当該主催団体において作成する。
- (5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

## 21 国民体育大会参加者傷害補償制度

公益財団法人日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を公益財団法人日本体育協会へ納入する。
- (3) 納入期限及び納入先については、別途公益財団法人日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

## 22 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、大会参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんを問わず本大会への参加は認めないものとする。
- (2) リフト搭乗取扱い（適用範囲は飛騨ほおのき平スキー場の指定したリフトのみとする。）

ア 次の者はリフト料金を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

- (ア) 指定された服装（大会ユニホーム、帽子等）又はIDカードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部員、補助員、協力隊員、協力者
- (イ) 指定されたIDカードを着用した都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン
- (ウ) 当日出場の選手
- (エ) 大会期間（2月14日～17日）における監督
- (オ) 大会期間（2月15日～17日）におけるコーチ

イ 割引対象となる者は、参加都道府県の選手、監督、コーチとし、その期間は別表のとおりとする。  
なお、割引リフト搭乗券を購入する場合は、IDカードを提示のうえ、現金で指定の券売所で購入すること。

ウ 割引リフト搭乗券の価格等、リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

【別表】

飛騨ほおのき平スキー場指定リフトの無料及び割引搭乗期間一覧

(平成24年2月11日～17日の7日間)

対象者	11日 (土)	12日 (日)	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)
大会役員、競技会役員、競技役員、 実施本部員、都道府県本部役員、 視察員、補助員、協力隊員、協力者、 報道関係者、サービスマン	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
選手	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
					割引	割引	割引
監督	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料

選手の欄の無料対象(15日～17日)は、当日出場するものに限る。

コーチのリフト券割引、無料対象についてはIDカード配布3名までとする。

(3) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

### 3 開始式・表彰式内容

### 3 開始式・表彰式内容

#### 1 開始式

期 日：平成 24 年 2 月 14 日（火）

会 場：高山市民文化会館

順	内 容	時 刻
1	開場	11:00
2	役員・選手団集合開始	12:15
3	役員・選手団着席完了	12:45
4	歓迎アトラクション	12:50
5	都道府県選手団紹介	13:20
6	開式通告	13:45
7	競技会開始宣言	13:46
8	国旗儀礼	13:48
9	大会会長トロフィー返還	13:51
10	中央競技団体あいさつ	13:55
11	歓迎のことば	13:58
12	選手代表宣誓	14:01
13	閉式通告	14:05

#### 2 表彰式

期 日：平成 24 年 2 月 17 日（金）

会 場：高山市民文化会館

順	内 容	時 刻
1	開場	15:00
2	役員・選手団集合開始	15:30
3	役員・選手団着席完了	15:55
4	開式通告	16:00
5	成績発表	16:01
6	表彰状・大会トロフィー授与	16:05
7	中央競技団体あいさつ	16:20
8	会場地あいさつ	16:23
9	国旗儀礼	16:26
10	競技会終了宣言	16:28
11	閉式通告	16:30

## 4 宿泊要項

## 4 宿泊要項

### 1 趣 旨

この要項は、第67回国民体育大会冬季大会スキー競技会に参加する選手・監督、都道府県本部役員、競技会役員、競技役員及び正規視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 方 針

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びぎふ清流国体高山市実行委員会（以下「高山市実行委員会」という。）は、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、高山市実行委員会は、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

### 3 業務の実施

高山市実行委員会は、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舍の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行うものとする。

### 4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村内の旅館等を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しないものとする。

### 5 配 宿

大会参加者の配宿にあたっては、高山市実行委員会が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿するものとする。
- (2) 選手・監督の宿舍は、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にするものとする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舍に配宿するものとする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、 $3.3\text{ m}^2$ （2畳）以上とする。
- (5) 指定する宿舍の変更は、原則として認めないものとする。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負うものとする。

### 6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

区分		宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり料金	
選手・監督	営業施設A	8,820 円 (税抜 8,400 円)	5,985 円 (税抜 5,700 円)	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	営業施設B	9,450 円 (税抜 9,000 円)	6,510 円 (税抜 6,200 円)	
上記以外の 大会参加者	営業施設A	8,820 円 (税抜 8,400 円)	5,985 円 (税抜 5,700 円)	
	営業施設B	9,450 円 (税抜 9,000 円)	6,510 円 (税抜 6,200 円)	
	営業施設C	11,550 円 (税抜 11,000 円)	8,085 円 (税抜 7,700 円)	

(注)・ 営業施設A～Cとは、高山市実行委員会が、施設及びサービスの内容並びに実勢料金を考慮し、区分した営業施設をいう。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、課税対象施設でのみ課税するものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時まで申し出た場合に限るものとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定するものとする。

区分		夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
選手・監督	営業施設A	7,035 円 (税抜 6,700 円)	7,980 円 (税抜 7,600 円)
	営業施設B	7,560 円 (税抜 7,200 円)	8,505 円 (税抜 8,100 円)
上記以外の 大会参加者	営業施設A	7,035 円 (税抜 6,700 円)	7,980 円 (税抜 7,600 円)
	営業施設B	7,560 円 (税抜 7,200 円)	8,505 円 (税抜 8,100 円)
	営業施設C	9,240 円 (税抜 8,800 円)	10,395 円 (税抜 9,900 円)

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算するものとする。ただし、選手・監督及び都道府県本部役員にあっては、出発日に一括精算することができるものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 宿泊を取消した場合の取消料は次のとおりとし、宿泊責任者又は本人が当該宿舎へ直接支払うものとする。

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の 7 日前まで	0 円	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の 6 日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金の 50 %	
宿泊予定当日	宿泊料金	

（注）取消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技開始後において、競技の都合により宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の前日まで	不 要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の 50 %	

（注）取消した泊数にかかわらず、一人につき 1 泊分の取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成 24 年 2 月 10 日（金）15 時から平成 24 年 2 月 18 日（土）10 時までとする。

## 7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して高山市実行委員会に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。その効力発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では、到達した日時とする。なお、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第67回国民体育大会実施要項（以下「実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。
- (2) インターネット等による宿泊申込みが実施要領の申込期限までになかった場合は、宿泊の申込みを受け付けず、実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

## 8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに高山市実行委員会に行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消が困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに高山市実行委員会へ連絡するものとする。その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では、到達した日時とする。
- (2) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

## 9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、岐阜の豊かな食文化による「食のおもてなし」にふさわしい献立とするため、県内の郷土料理や食材はもとより、国体に向けて準備した食材も積極的に取り入れるなど「岐阜らしさ」を盛り込んだものとするとともに、衛生的で栄養的にも調和がとれた献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

区 分	料 金
昼食弁当（お茶を含む）	945円（税抜900円）

- (2) 斡旋方法

昼食については、原則として自由調達とする。ただし、高山市実行委員会が斡旋する場合は、所定の弁当申込方法により申し込むことができる。

## 10 スキーの手入れ

ワックス等スキーの手入れは、宿舎に指示された場所で行うものとする。

## 11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。



## 5 輸送交通要項

## 5 輸送・交通要項

### 1 目的

この要項は、第67回国民体育大会（冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を除く）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、視察員、報道員（以下、「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送・交通について必要な事項を定め、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）及び会場地市町実行委員会（以下、「会場地実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送・交通について、関係機関・団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

### 3 輸送対策

#### (1) 大会参加者の輸送

##### ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会は、必要に応じて、関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

##### イ 最寄り駅から宿舎までの輸送

最寄り駅から宿舎までの輸送は、原則として会場地実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

##### ウ 総合開・閉会式の輸送

総合開・閉会式の輸送は、原則として計画輸送とし、県実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

##### エ 大会期間中の輸送

大会期間中の輸送は、原則として会場地実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

##### オ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合及び自由解散とする。

#### (2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努める。

### 4 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、諸会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県実行委員会及び会場地実行委員会が設置する案内所において行う。

### 5 交通安全対策

#### (1) 交通規制

総合開・閉会式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通の誘導及び規制等を行う。

#### (2) 駐車場

ア 総合開・閉会式会場及び各競技会場における駐車場は、その確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

イ 総合開・閉会式会場における駐車場は、県実行委員会が発行する駐車許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。なお、大会参加者及び一般観覧者等の自家用車による来場は、原則として認めない。

ウ 各競技会場における駐車場は、会場地実行委員会の指示等に従い、駐車区分により必ず指定された駐車場を利用すること。

## 6 その他

輸送・交通の具体的事項に関する計画は、県実行委員会及び会場地実行委員会が別に定める。



## 6 医療救護要項

## 6 医療救護要項

### 1 趣旨

この要項は、第67回国民体育大会医事衛生・馬事衛生基本計画に基づき、第67回国民体育大会（冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を除く。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町実行委員会並びに市町村（以下「会場地委員会等」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施するものとする。

### 3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会等が行う業務及び分担は、次のとおりとする。

#### (1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式における医療救護
- イ 県主催の大会旗・炬火イベントにおける医療救護

#### (2) 会場地委員会等

- ア 競技会場、練習会場における医療救護
- イ 市町村主催の大会旗・炬火イベントにおける医療救護
- ウ 宿舍等における医療救護

### 4 救護所及び救護本部の設置

県委員会及び会場地委員会等は、前項の業務分担により、必要に応じて救護所及び救護本部を設置する。

### 5 救護班の設置

- (1) 救護所には、救護班を設置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師（保健師）、薬剤師及び事務職員等により、必要に応じた編成をする。
- (3) 救護班は、患者に応急処置等を行い、必要に応じて医療機関に搬送する。

### 6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、その他必要物品等を配備する。医薬品はドーピング禁止薬を配備しないこととする。
- (2) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

### 7 宿舍等における医療救護

- (1) 宿泊する旅館等で負傷及び発病し、医療機関で受診する場合は、宿舍に申し出たうえ、監督又は引率責任者若しくは関係者が、最寄りの医療機関へ連絡する。
- (2) 練習中等で救護関係者のいない場所で、負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出る。

### 8 経費の分担

県委員会及び会場地委員会等は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

9 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会等が、それぞれ医療救護実施要領において定めるものとする。



- 7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程
- 8 国民体育大会会長トロフィー授与規程
- 9 関係団体事務局一覧表

## 7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

**第1条** 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

**第2条** 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

**第3条** 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は昭和41年4月 1日制定  
昭和45年1月22日一部改訂  
昭和48年7月10日一部改訂  
昭和54年5月 9日一部改訂  
平成17年6月16日一部改訂  
平成22年3月17日一部改訂  
平成23年6月23日一部改訂

## 8 国民体育大会会長トロフィー授与規程

**第1条** 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

**第2条** 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

**第3条** 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は昭和41年4月 1日制定  
昭和45年1月22日一部改訂  
昭和48年7月10日一部改訂  
昭和54年5月 9日一部改訂  
平成17年6月16日一部改訂  
平成23年6月23日一部改訂

## 9 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	T E L
		F A X
公益財団法人 日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2217
		03-3481-2284
文部科学省スポーツ・ 青少年局競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2999
		03-6734-3793
財団法人 全日本スキー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内	03-3481-2315
		03-3481-2318
岐 阜 県 ス キ ー 連 盟	〒506-0807 高山市三福寺町3361-1 コサ力建材高山営業所2F	0577-34-3133
		0577-36-5422
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会 実行委員会事務局	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8190
		058-278-2604
高 山 市 市 民 活 動 部 国民体育大会推進課 (ぎふ清流国体高山市実行委員会)	〒506-8555 高山市花岡町2-18	0577-35-3185
		0577-35-3414



## 10 交代(変更)届・棄権届

# 10 第67回国民体育大会冬季大会スキー競技会

## 参加選手 ( 交代(変更)届 ・ 棄権届 ) いずれかに

手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

### 1 参加申込選手

競技名		種別		部・種目別	
参加申込選手名					

### 2 交代(変更)・棄権の理由

--

### 3 交代(変更)選手 棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	年 月 日生( 歳)	
氏名					
所属区分 1		所属の所在地 2			
プログラム掲載用所属					
第65回大会参加 都道府県名		第66回大会参加 都道府県名		例外適用 3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無		有の場合 番号等		
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)					

1 第67回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア.居住地を示す現住所 イ.勤務地 ウ.ふるさと)

少年種別 (ア.居住地を示す現住所 イ.学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ.勤務地

エ.「JOCエリートアカデミーに係る参加選手の特例」に定める小学校の所在地

2 所在地は、市区町村名まで記入。「ふるさと」を選択した場合には卒業学校名及び学校が属する市区町村名まで記入。

3 今回(第67回大会)と第66回大会(不出場の場合は第65回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

(1.新卒業者 2.結婚又は離婚 3.ふるさと(成年) 4.一家転住(少年)

5.JOCエリートアカデミー(少年) 6.東日本大審査に係る特例)

平成 年 月 日

ア (財) 全日本スキー連盟会長 殿

イ ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会会長 殿

ウ ぎふ清流国体高山市実行委員会会長 殿

体育協会

会長

印

協会・連盟

会長

印

## 第 67 回 国民体育大会 冬季大会 スキー 競技会 参加選手交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

### 1 交代(変更)手続き

特別な事情で選手を交代(変更)する場合には次の交代(変更)手続きを行うこと。ただし、交代を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) スキー競技実施要項を参照し交代(変更)する選手の参加資格を確認した上で、交代(変更)届に必要な事項を記入し、所定の提出期限までに(財)全日本スキー連盟、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会、ぎふ清流国体高山市実行委員会宛に提出すること。
- (2) (財)全日本スキー連盟提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会及びぎふ清流国体高山市実行委員会にも写しを送付すること。
- (3) 交代(変更)届提出時に公印(会長印等)を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者 1 と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 2 棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、スキー競技会責任者 2 宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。 なお、原本は提出後必ず保管し、下記 3 に従い、後日、公益財団法人日本体育協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印(会長印等)を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者 1 の署名及び捺印による提出を認める。(当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要)
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

### 3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育協会並びに(財)全日本スキー連盟は次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会からの案内に従い、公益財団法人日本体育協会に対して交代(変更)手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後 2 週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。
  - ア (財)全日本スキー連盟は、棄権届(写し)
  - イ 都道府県体育協会は、棄権届(原本)に加え、棄権届提出一覧
  - 1 「都道府県選手団連絡責任者」については、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育協会に対し照会を行い、取りまとめの上、(財)全日本スキー連盟に通知する。
  - 2 「競技会責任者」については、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に(財)全日本スキー連盟に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育協会に通知する。







「第67回国民体育大会冬季大会スキー競技会」は、  
スポーツ振興くじ助成金を受けて開催されます。